

# **第3期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画**

**(案)**

**【令和4年度～令和8年度】**

**支え合い・共に育む・福祉夢彩都～絆を大切にするまち守谷～**

**(パブリック・コメントに関する項目)**

**守谷市**

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状

### 1 国・県の動向と第2期計画の振り返り

#### (2) 健康・保健・食育に関すること

##### 国や茨城県の動向

- 「健康日本21（第二次）」（平成25年～）や「第3次健康いばらき21プラン」（平成30年～）では、「健康寿命の延伸・健康格差の縮小」という最終目標のために、「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」に加え、「社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上」「健康を支え、守るための社会環境の整備」を掲げています。
- 平成29年7月「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」では、地域レベルの実践的な取組や、若者の自殺対策、勤務問題による自殺対策の推進等を掲げています。
- 「第3次食育推進計画」（平成28年～）や「茨城県食育推進計画（第3次）」（平成30年～）では、第2次食育推進基本計画までの方向性を発展させ、「多様な関係者のつながり」、「連携・協働」、「食や世代の循環」がキーワードとして取り上げられており、若い世代への食育や地域での食育の推進に加え、食文化の伝承や食品ロスの軽減等、環境へも配慮した食育の推進が掲げられています。

##### 守谷市の現状と課題

- 「第二次健康もりや21計画」（平成26年～）では、すべての市民が主体的に健康づくりに取り組み、生涯において自分らしく活き活きと暮らし、健康寿命の延伸を目指すこととしており、食生活、身体活動、運動、喫煙等の健康に関する各分野において健康づくり事業に取り組んでいます。
- 平成31年3月「いのち支える守谷市自殺対策計画」を策定し、「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題である」という認識のもと、自殺対策を総合的かつ効果的に推進しています。自殺の原因となり得る様々なストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応等の心の健康を支援する環境整備や心の健康づくりの推進、また自殺防止のための一人ひとりの気づき、見守りの促進が引き続き課題となります。
- 「第二次守谷市食育推進計画」（平成29年～）では、市民一人ひとりが正しい食の知識、バランスの良い食を選択する力、健全な食生活を実践できる力を身につけ、食を通じての健康づくりとして地域全体での食育の推進を目指しています。

## (7) 生活困窮者に関すること

### 国や茨城県の動向

- 新型コロナウイルスの拡大により、全国的に相談件数や住居確保給付金の申請件数も増加しています。
- 茨城県では、生活困窮者自立支援制度が施行されたことに伴い、社会との関わりに不安がある、他人とのコミュニケーションがうまくとれない等の直ちに就労が困難な人に対して行う「就労準備支援事業」及び家計に問題を抱える生活困窮者に対して行う「家計改善支援事業」といった任意事業について、各福祉事務所に対し実施するよう指導しています。
- 茨城県においても新型コロナウイルスの拡大により、生活困窮の相談件数や住居確保給付金の申請件数も増加しています。

令和2年度における住居確保給付金の新規決定件数

全国	110,271 件
茨城県	1,358 件
守谷市	27 件

### 守谷市の現状と課題

- 令和3年3月末日現在で実施している事業は、「生活困窮者自立相談支援事業」及び「住居確保給付金事業」の2事業であり、コロナ禍の影響により相談や住居確保給付金の申請が増加しています。
- 子どもの貧困対策としては、子どもに対する学習支援や子ども食堂などの事業についても検討する必要があります。

## 第4章 施策の展開

### 基本目標 2 生きがいを感じ健やかに暮らせる地域づくり

#### 基本施策 1 健康寿命の延伸と介護予防の推進

《方向性》

健康寿命を延伸し生涯において自分らしくいきいきと暮らしていけるよう、各種健診・検診の充実、相談体制の充実による疾病の早期発見・早期治療を目指すとともに、すべての市民が主体的に食生活、身体活動、運動、喫煙等の健康づくりや介護予防に取り組めるよう市民の意識向上を図ります。

【基本施策 1 の取組を測る指標】

指標名	単位	現状値	目標値
		令和2年度	令和8年度
心身ともに健康だと感じている市民の割合	%	75.2	80
1年に1回健診を受けている市民の割合	%	76.7	80
介護予防に取り組んでいる60歳以上の市民の割合	%	68.7	75

※現在策定中の第三次守谷市総合計画に基づき、目標値を変更する場合があります。

#### ② 健診・検診・相談の充実（2-1-2）

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
9	こころの健康相談窓口の充実	定期的な相談日のほか、精神保健福祉士が電話、面接、訪問にて、「こころの健康相談」を実施します。	保健センター

## 基本目標3 安心して暮らせる地域づくり

### 基本施策1 保健福祉サービスの充実

《方向性》

高齢者，子育て世帯，子ども，障がいのある人等，支援が必要な人たちの一人ひとりの課題に対応するため，介護予防，認知症対策，保育所待機児童対策，障がい者（児）支援，生活困窮者の自立支援等について，関連分野の各種計画との整合性を図りながら取り組みます。

【基本施策1の取組を測る指標】

指標名	単位	現状値	目標値
		令和2年度	令和8年度
介護を必要としない高齢者の割合	%	87.6	87
障がい福祉サービスを利用している障がい者の割合 (サービスを利用する必要がない人は対象外)	%	62.4	65
安心して子育てができるまちだと思える子育て世帯の割合	%	88.6	90

※現在策定中の第三次守谷市総合計画に基づき，目標値を変更する場合があります。

### ③子ども・子育て支援の推進（3-1-3）

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
14	子ども食堂の開設	一部のまちづくり協議会では，家で一人で食事している子どもや経済的な事情で十分な食事がとれない子どもをはじめ，すべての子どもやその保護者を対象に食事の提供を行うとともに，様々な人と交流する機会づくりを行っています。今後，子ども食堂が市内全域に広がるように，各地区の「まちづくり協議会」の活動を支援していきます。	市民協働推進課 のびのび子育て課

④生活困窮者への支援（3-1-4）

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
1	生活困窮者自立相談支援事業	自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口となります。ここでは、生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析(アセスメント)し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなどの支援を行います。また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認なども行います。	社会福祉課
2	住居確保給付金事業	主たる生計維持者が離職・廃業後2年以内である場合、もしくは個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合で、一定の要件を満たした場合において、市が定める額を上限に実際の家賃額を原則3か月間(延長は3回まで最大12か月間)支給します。	社会福祉課
3	就労準備支援事業	「社会との関わりに不安がある」「他人とのコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に対して、就労に向けた基礎能力の習得や就労体験などの支援を行います。	社会福祉課

## 第5章 計画の推進のために

### 1 地域福祉の担い手と役割

地域福祉の推進に当たっては、全ての関係者がそれぞれの強みを発揮し、弱みを補完し合って、支え合いや助け合いに取り組むことが求められます。

#### (1) 地域へのお願い

- 地域の支え合いや助け合いの担い手として協力していきましょう。
- 地域の課題に関心を持って、身近なところから始めましょう。

※ 地域とは、各地区のまちづくり協議会（守谷地区、高野地区、大野地区、大井沢地区、北守谷地区、みずき野地区）、自治会・町内会等となり、活動内容により地域の範囲が変わります。

#### (2) 市民へのお願い

- 市民一人ひとりが向こう三軒両隣の絆を深めていきましょう。
- 自らの住む地域に関心を持ち、ボランティアなどの地域活動へ参加してみましょう。

#### (3) 事業所等へのお願い

- 福祉サービス事業所では、地域福祉の拠点として、地域ぐるみの支え合いを進めていきましょう。
- 一般企業においても、企業ができる社会貢献活動に取り組みましょう。

#### (4) ボランティア団体、NPO法人へのお願い

- 地域の支え合いや助け合いの担い手として、地域福祉活動の実践や地域の生活課題の解決を進めていきましょう。
- 市民が地域福祉活動に参加しやすいような受け皿を提供していきましょう。

※ ボランティア団体とは、自主的に社会貢献活動などに参加し、有償・無償に関わらず奉仕活動をする団体です。

※ NPO法人とは、利益追求のためではなく、社会的な使命を目指して活動する組織や団体で、かつ、「特定非営利活動促進法」に基づいて設立された法人です。